

重 要 事 項 説 明 書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

(令和6年4月1日)

1 居宅介護支援を提供する事業者について

名 称	桜希会
法 人 種 別	医療法人
代 表 者 氏 名	理事長 石田 勲
法 人 所 在 地 (連 絡 先)	大阪市都島区都島南通2丁目8番9号 06-6923-6226

当法人のあわせて実施する事業

事業所名	種類	電話番号
東朋病院	医療機関	06-6923-6226
東朋八尾病院	救急指定医療機関 東朋八尾病院在宅支援相談センター	072-924-0281 072-924-0603
東雄苑	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション	06-6867-0866
東雄苑豊南	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション	06-4867-2195
東雄苑都島	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション	06-6135-0505

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンター東雄苑豊南
介護保険 指定事業者番号	大阪府指定 第2774003533号
事業所所在地	大阪府豊中市豊南町西3丁目11番15号
連 絡 先 相談担当者名	電 話 番 号:06-4867-2229(直通) ファックス番号:06-4867-2199 担当者 稲吉 陽子
事業所の通常の 事業実施地域	豊中市、吹田市、箕面市、(大阪市)淀川区、八尾市

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) 介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状態や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、サービスを適切に利用できるよう、計画を作成すると共に、各サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行なうことを目的とする。
運営方針	(運営規程記載内容の要約) 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者自らの選択に基づき適切なサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように、又、不当に偏することのないように公正中立に行う。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日 午前9時～午後5時まで（但し、12月31日～1月3日を除く） ※上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡可能
-------------------	---

(4)事業所の職員体制

事業所の管理者	稲吉 陽子
---------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行います。	常勤 1名 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携調整その他の便宜の提供を行います。	常勤 名以上 (内 管理者と兼務1名)
事務職員	一般事務・請求業務を行います。	常勤 1名以上(兼務)

(5) 居宅介護支援の内容

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有 無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の 場合)
① 居宅サービス計画 の作成	別紙に掲げる 「居宅介護支 援業務の実 施方法等につ いて」を参 照下さい。	左の①～⑦の 内容は、居宅介 護支援の一連業 務として、介護保 険の対象となるも のです。	下表のとおり	介護保険適用とな る場合には、利用 料を支払う必要があ りません。 (全額介護保険によ り負担されます。)
② 居宅サービス事業 者との連絡調整				
③ サービス実施状況 把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に 対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	ほのぼのNEXTを使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

3、利用料及びその他の費用について

(1) 要介護認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません

ただし、保険料の滞納等により、法廷代理受領ができなくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金を頂きます。

●居宅介護支援費 I

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人あたりの担当 件数が1～44件	居宅介護支援費 i 11, 772円	居宅介護支援費 i 15, 295円
介護支援専門員1人あたりの担当 件数が45～59件	居宅介護支援費 ii 5, 896円	居宅介護支援費 ii 7, 631円
介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	居宅介護支援費 iii 3, 533円	居宅介護支援費 iii 4, 574円

●居宅介護支援費Ⅱケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人あたりの担当 件数が1～49件	居宅介護支援費Ⅰ 11,772円	居宅介護支援費Ⅰ 15,295円
介護支援専門員1人あたりの担当 件数が50～59件	居宅介護支援費Ⅱ 5,712円	居宅介護支援費Ⅱ 7,403円
介護支援専門員1人あたりの担当 件数が60件以上	居宅介護支援費Ⅲ 3,425円	居宅介護支援費Ⅲ 4,444円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。

※ 運営基準減算が2月以上継続している場合は上記金額を算定しません。

また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,168円を減額することとなります。

※ 40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算

特定事業所加算

特定事業所加算(Ⅰ)	「利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」 等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(ひと月につき) ※算定用件参照	5,625円
特定事業所加算(Ⅱ)		4,563円
特定事業所加算(Ⅲ)		3,501円
特定事業所加算(A)		1,235円

算定要件	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算A
① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、または同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
② 常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、または同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○ 連携可
④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			

⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○ 連携可
⑦	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係るものに指定居宅介護支援を提供していること	○	
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	
⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応を受けていないこと	○	
⑩	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	○	
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○ 連携可
⑭	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○ 連携可

加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3, 252 円
通院時情報連携加算	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記載した場合	542 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2, 710 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	2, 168 円
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	4, 878 円
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6, 504 円
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6, 504 円
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	8, 130 円

ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	9,756 円
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4,336 円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,168 円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)または(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(ひと月につき) 1、回数は年間:前々年度3月から前年度の2月までの総数 2、退院退所加算を算定し、その医療機関など連携回数が 35 回以上であること 3、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が15回以上であること	1,355 円
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	1、指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 2、指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者	所定単位数の95%を算定

(1) 交通費 利用者の居宅が通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する次項の交通費は徴収していません。

(1) 事業所から片道おおむね10キロメートル未満500円

(2) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上1キロメートル毎に50円加算

(2) 申請代行 要介護認定の申請代行料金は無料です。

(3) 解約料 利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1) 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者自身の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、連携に努めます。

・プランに位置づける事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または事業所に不当に偏することがないよう公正中立に行い、プランに位置づける事業所は複数の事業所を紹介します。

・利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求める事ができます。

また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求める事ができます。

(2) 主治の医師及び医療機関等との連絡

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、以下の対応をお願い致します。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証、またはお薬手帳などに当事業所及び担当の介護支援専門員がわかるように、名刺を張り付けるなどの対応をお願い致します。

②また、入院時にはご本人またはご家族から、当事業所名及び介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。

(3) 末期癌と診断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治の医師が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得たうえで、主治の医師の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性などの把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容調整を行います。

(4) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(5) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(6) 事業所で過去6か月以内に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合と、各サービスが同一事業者によって提供されたものの割合等について説明するよう努めます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	稲吉 陽子
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施にあたります。

(6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

7 身体拘束の原則禁止について

(1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

(2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

(3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、指針のとおり高齢者の権利、侵害に関する防止に向けた体制を整備しています。

(4) 身体拘束等の適正化のための研修を従業者に対し、定期的実施しています。

8 非常災害対策

(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施)

＊防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓

＊業務継続計画(BCP)の策定

＊非常災害時における訓練の実施に地域住民の参加が得られるよう連携に努める

9 衛生管理等

(1) 感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 感染症に対する危機意識を職員に浸透させるために、研修を定期的に行い、新規採用者には必ず感染症対策研修を実施する。

(3) 感染症又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を規定し、開催を行う。

(4) 感染症対策に関する訓練(シミュレーション)の実施を行う。

(5) 業務継続計画(BCP)の策定

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者(退職者も含む)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<事故発生時の緊急連絡先>

① 氏名； (続柄；)	連絡先
② 氏名； (続柄；)	連絡先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社損保ジャパン 保険名 ウォームハート 保障の概要 身体・財物・管理財物(うち現金)・人権侵害・経済的損失
--

12 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

13 身分証携行義務について

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 従業員の健康管理について

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康管理について、必要な管理を行います。

15 ハラスメントについて

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏名 _____ (連絡先: 06-4867-2229)

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適応の有無	利用料(月額)	利用者負担(月額)	交通費の有無
○	要介護1・2 11,772 円 要介護3・4・5 15,295 円	0円	無

(3) 1ヵ月あたりの利用者負担額(利用料とその他費用の合計)の目安

利用者負担額の目安	0円
-----------	----

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

17 居宅介護支援に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(下記に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応する為の体制及び手順は以下のとおりとします。

- 相談・苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設ける。

(苦情相談担当者) 管理者 稲吉 陽子

- 苦情があった場合には、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聞くとともに、当該利用者の担当者からも事情を確認する。

- 事業者に関する苦情である場合、利用者の立場を考慮しながら、事業所側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ケアプランセンター東雄苑豊南 担当者 稲吉 陽子 (苦情相談担当者)	所 在 地 豊中市豊南町西3丁目11番15号 電話番号 06-4867-2229 FAX 06-4867-2199 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝・12/31～1/3は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 豊中市健康福祉部長寿社会施策課	所 在 地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号 06-6858-2838 FAX 06-6858-3146 受付時間 午前8時45分～午後5時15分 (土・日・祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 「話して安心、困りごと相談」	所 在 地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号 06-6858-2815 FAX 06-6854-4344 受付時間 午前9時～午後0時 午後1時～午後5時15分 (土・日・祝は休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 (中央大通FNビル内) 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝は休み)

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	大阪市都島区都島南通2丁目8番9号
	法 人 名	医療法人 桜希会
	代表者名	理事長 石田 勲
	事業所名	ケアプランセンター東雄苑豊南
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

※上記署名は、(続柄;)代行しました。

代理人	住 所	
	氏 名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施について

- ①事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ②指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
 - ① 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
 - ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
 - ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 法令の遵守について

「豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の関する基準等を定める条例」(平成 26 年豊中市条例第 64 号)及び「豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」(平成 26 年豊中市規則第 84 号。)に定める内容を遵守し、事業を実施いたします。

9 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用としたモニタリングを可能とします。

- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス時描写との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用としたモニタリング

同意する ・ 同意しない